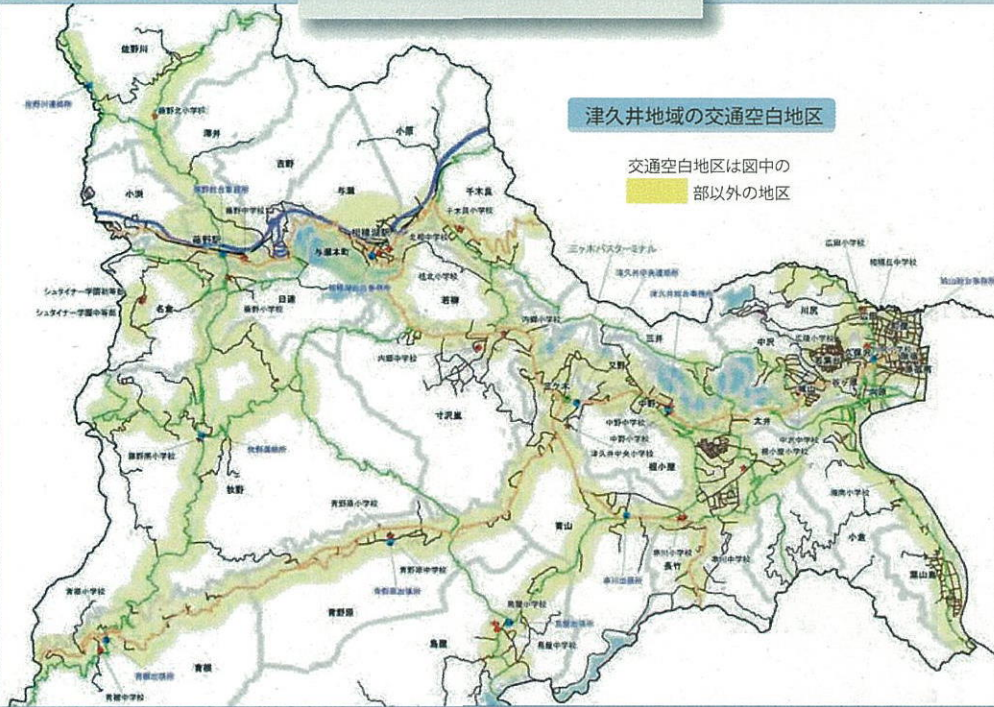


くわしくは「乗合タクシー導入の手引き」をご覧ください。
 「導入の手引き」は都市鉄道・交通政策課で配布しています。
 また相模原市ホームページからダウンロードすることもできます。

ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>



相模原市 都市建設局
 まちづくり計画部 都市鉄道・交通政策課
 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
 TEL.042-769-8249 (直通) FAX.042-757-6859

豊かな暮らし 地域の交通 乗合タクシー

— 乗合タクシー導入の手引き 概要版 —



相模原市



乗合タクシーは「地域」「行政」「事業者」の協働で実現できます。



市では津久井地域の交通空白地区※1 等における移動制約者※2 の生活交通の確保を図るため、乗合タクシーの導入検討を行っています。

乗合タクシーは、セダン型やワゴン型の車両を使った乗合型の公共交通であり、集落が点在して需要が少なく、バス車両では運行ができない地域の生活交通を確保するために運行するものです。しかし、乗合タクシーは本当に必要とされ、利用される地域に運行しないと、運行を継続することができません。そのため、「みんなで利用するので、乗合タクシーを運行させたい」と考える地域に対して、導入及び運行を支援する仕組みを作りました。

この仕組みに基づき、「地域」「行政」「事業者」の3者がそれぞれの役割を担い、協働による運行を実現することで、地域のニーズに合致した利用しやすい乗合タクシーを運行することができます。

※1 津久井地域の交通空白地区

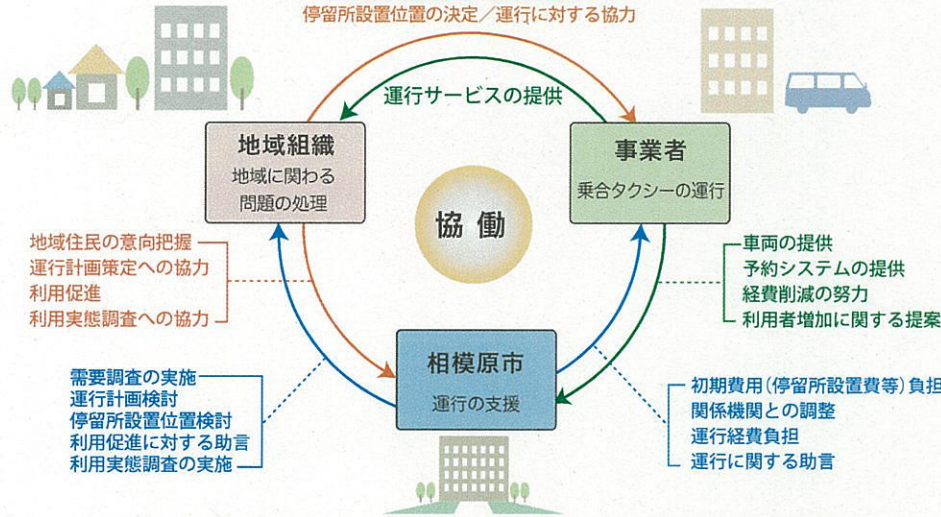
津久井地域において、公共交通が無い地区のこと。公共交通が無い状態とは、鉄道駅から1,000m以上、かつバス停留所から300m以上離れていることを指します。

※2 移動制約者

高齢者や自動車を利用できない方など、公共交通以外に移動手段がない方のこと。なお、乗合タクシーは、停留所まで自力で行ける人を対象とし、福祉目的の戸口輸送（ドア・トゥー・ドアのサービス）を必要とする人は対象に含みません。

運行に関する役割分担

停留所設置位置の決定/運行に対する協力



この乗合タクシーは、津久井地域の交通空白地区において、高齢者など移動制約者の日頃の移動手段を確保するためのものです。導入対象となる地区において、次の導入条件を満たした場合に運行するもので、地域の状況をよく知る地域の皆様が中心となって、地域の実情にあった乗合タクシーの検討を行います。

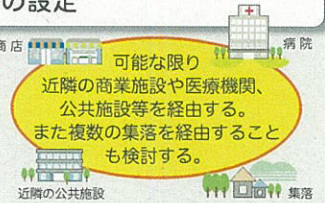
乗合タクシー導入条件① 地域住民による地域組織の形成

地域住民とは？ 導入対象地区に居住する住民およびその地区内で営業する企業・商店等の関係者をいいます。
地域組織とは？ 事業を円滑に推進するために地域住民で組織された団体。地域の自治会との連携がとれ、地域住民の代表として活動できる団体であり、組織の代表者が選任されていることが要件となります。

乗合タクシー導入条件② 「運行経路の考え方」に整合した経路の設定

運行経路の考え方 ● 集落と最寄りのバスターミナル・主要なバス停又は鉄道駅を結ぶ。
● 既存のバス路線との競合は避ける。

既存のバス路線との競合について
「既存バス路線の利用者を奪う状況」を「競合」とする。



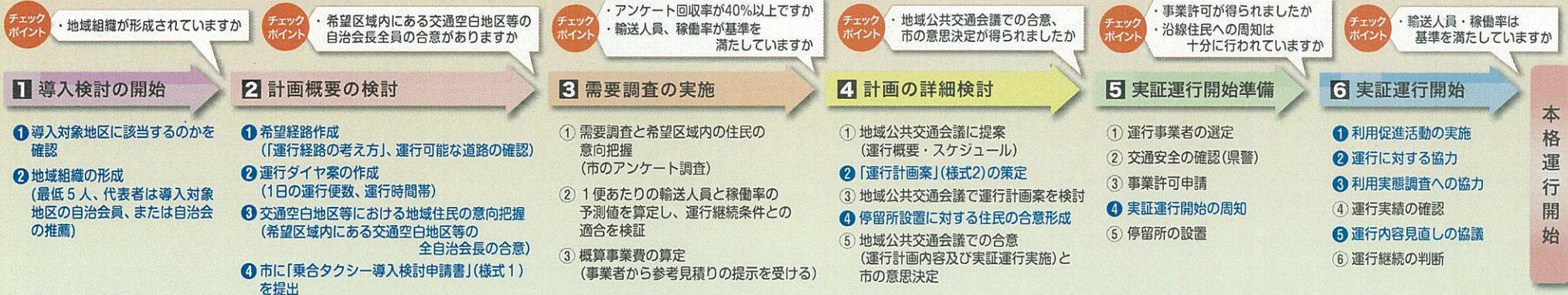
乗合タクシー導入条件③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

運行基準 (サービス内容)

- 運行間隔** 運行本数や運行日については、地域の需要に合わせて柔軟に設定する。(運行本数は1日10便程度とする)
- 運賃** 均一運賃を基本とし、路線バスよりも高く、タクシーよりも安い設定とする。
※路線長が長い場合には、ゾーン運賃制の導入を検討する。
- 停留所** 地域の需要に合わせて設置し、乗降は停留所のみとする。
※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民の利用意向等を考慮して決定する。
- 運行形態** 事前予約制(需要応答型の区域運行)を基本とする。
- 車両** セダン型、またはワゴン型車両を使用し、交通事業者が所有する車両の使用を基本とする。
※生活交通維持確保路線等からの転換に伴う運行内容の検討は、従前の利用状況や運行内容を勘案した上で個別に検討を行うこととします。

運行継続条件……「稼動した便の1便当たりの輸送人員が1.5人以上であること」
かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」

乗合タクシーの導入検討の流れ ※地域の皆様には青字で書かれた項目を行っていただきます。



本格運行開始

現在の位置：[トップページ](#) > [市政情報](#) > [交通](#) > [バス](#) > 内郷地区乗合タクシー「おしどり号」

内郷地区乗合タクシー「おしどり号」

ページ番号1004864

印刷

大きな文字で印刷

平成23年4月1日から本格運行継続中！

平成21年10月1日からバスが運行されていない地区における高齢者等移動制約者の生活交通を確保するため、緑区内郷地区で乗合タクシーの実証運行を開始し、実証運行期間中の利用実績が、運行継続条件（※）を満たしたことから、平成23年4月1日から本格運行に移行しました。

なお、本格運行移行後も運行継続条件を満たさない場合は、運行内容などを見直すこともありますので、引き続きみなさまの積極的なご利用をお願いいたします。

（※）運行継続条件

「稼動した便の1便当たりの輸送人員が1.5人以上であること」かつ

「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」



平成30年10月1日（月曜日）からの運賃改定及び運行時間変更のお知らせ

運賃改定

9月までの大人乗車1回の運賃300円、往復運賃は行き300円、帰り100円が、一律、往復とも1回の乗車につき200円となりました。

なお、小学生、身体障害者手帳・療育手帳などの交付を受けられている方、介助者につきましては、運賃の変更はありません。また、スタンプカードは継続してご利用いただけます。

運行時間変更

9月までの11便午後4時発（マルエツ発の帰りの便）が廃止となり、新たに7便として午後1時30分発（マルエツ発の帰りの便）が運行となりました。

これに伴いまして、午後1時30分の便が新設されましたので、9月までの7便から10便がそれぞれ8便から11便に変更となりました。

変更前					変更後				
	便番	出発時間	到着時間	備考		便番	出発時間	到着時間	備考
行き	1便	9:00	→ 9:25		行き	1便	9:00	→ 9:25	
行き	2便	10:00	→ 10:25		行き	2便	10:00	→ 10:25	
帰り	3便	10:30	→ 10:55		帰り	3便	10:30	→ 10:55	
帰り	4便	11:00	→ 11:25		帰り	4便	11:00	→ 11:25	
帰り	5便	11:30	→ 11:55		帰り	5便	11:30	→ 11:55	
行き	6便	13:00	→ 13:25		行き	6便	13:00	→ 13:25	
行き	7便	14:00	→ 14:25	8便に変更	帰り	7便	13:30	→ 13:55	新設
帰り	8便	14:30	→ 14:55	9便に変更	行き	8便	14:00	→ 14:25	
行き	9便	15:00	→ 15:25	10便に変更	帰り	9便	14:30	→ 14:55	
帰り	10便	15:30	→ 15:55	11便に変更	行き	10便	15:00	→ 15:25	
帰り	11便	16:00	→ 16:25	廃止	帰り	11便	15:30	→ 15:55	


※行き:道南地区出発し、マルエツ到着
 ※帰り:マルエツ出発し、道南地区到着

平成30年10月1日（月曜日）からのご利用につきましては、ご予約の際、お間違いのないようお願いいたします。

利用方法

乗合タクシーは事前予約制です。予約がないと乗車できません。また、予約のない便は運行しませんのでご注意ください。予約手順につきましてはパンフレットをご覧ください。初めての人でも、運行事業者が丁寧に対応しますので、安心してご利用ください。

予約先：山口自動車株式会社 電話：042-705-9661

[パンフレット \(PDF 1.3MB\)](#) 

運行区域

内郷地区乗合タクシーは、道南・道北・増原・山口・関口地区から西青山地域センターを結ぶ区域で、予約の状況に応じて運行します。

[運行区域図 \(PDF 1.6MB\)](#) 

運行時間

平日（12月29日～1月3日は除く）、午前9時台から午後3時台まで運行します。

[時刻表 \(PDF 657.3KB\)](#) □

目安となる時刻は定めていますが、予約の状況によって、若干、到着時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

運賃

大人200円

小学生100円

障害のある人など100円（介助者1名まで100円）

※運賃は前払いです。

※障害のある人などは乗車時に手帳等証明できるものを乗務員に提示してください。

利用できる人

市民のみならずもちろん、相模原市に訪れた人など、どなたでもご利用できます。また、継続的に乗合タクシーの利用を希望される人には、利用者登録をお願いしています。登録した情報は、停留所に利用者がいなかった場合や大幅な遅れが生じた場合などの緊急時の連絡や乗合タクシーの運行を継続するための利用促進の参考とさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

[内郷地区乗合タクシー利用登録依頼書 \(PDF 16.6KB\)](#) □

内郷地区乗合タクシー運行協議会

内郷地区乗合タクシーの円滑で継続的な運行を実現するため、運行区域内の自治会等を中心に組織された「内郷地区乗合タクシー運行協議会」において、利用動向の分析や利用促進活動を行っております。

愛称「おしどり号」について

利用促進活動のひとつとして、地域の方々に愛着を持っていただき、より親しみやすく呼びやすい愛称の募集を行い、愛称を「おしどり号」としました。

（愛称の理由）

すいすい泳ぐ夫婦仲の良い鳥であり、中高年がそろって活動の範囲が広がるように

乗合タクシーだより

[乗合タクシーだより \(第23号\) \(PDF 61.5KB\)](#) □

[乗合タクシーだより \(第22号\) \(PDF 229.1KB\)](#) □

[乗合タクシーだより \(第21号\) \(PDF 537.3KB\)](#) □

[乗合タクシーだより \(第20号\) \(PDF 509.5KB\)](#) □

[乗合タクシーだより \(第19号\) \(PDF 352.9KB\)](#) □

- [乗合タクシーだより \(第18号\) \(PDF 151.6KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第17号\) \(PDF 461.7KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第16号\) \(PDF 184.1KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第15号\) \(PDF 252.3KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第14号\) \(PDF 285.0KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第13号\) \(PDF 332.6KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第12号\) \(PDF 229.3KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第11号\) \(PDF 302.9KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第10号\) \(PDF 310.8KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第9号\) \(PDF 260.4KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第8号\) \(PDF 275.6KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第7号\) \(PDF 171.8KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第6号\) \(PDF 242.5KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第5号\) \(PDF 201.7KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第4号\) \(PDF 174.2KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第3号\) \(PDF 231.2KB\)](#)
- [乗合タクシーだより \(第2号\) \(PDF 338.0KB\)](#)
- [乗合タクシー検討委員会通信 \(第1号\) \(PDF 1.4MB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

交通政策課

住所：〒252-5277 中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階

電話：042-769-8249 ファクス：042-757-6859

[交通政策課へのメールでのお問い合わせ専用フォーム](#)

Copyright © Sagami City. All Rights Reserved.

乗合タクシー「おしどり号」の利用方法

手順1 パンフレットや時刻表を見て乗りたい便を確認する

乗降できる停留所や時刻が決まっています。あらかじめパンフレットなどで、「どの便で」「どこから」「どこまで」利用したいかを確認すると予約がスムーズです。

手順2 予約受付先 山口自動車(株) (042-705-9661)へ電話する

利用したい便が確認できたら、予約受付先へ電話します。
 予約の締切時間は、各便の**始発時間の30分前**までです。ご注意ください。
 (予約受付時間：6時30分～19時30分)
 ※予約後に利用を中止される時は、速やかにご連絡ください。

予約内容を伝える はじめに『おしどり号お願いします』とお声掛けください!

- ① 利用する方の名前と連絡先、人数を伝えます。
 ※利用登録をしている場合は、登録番号もお伝えください。
- ② 利用する日、時間(便)、乗車する停留所、降車する停留所を伝えます。
 ※帰りも利用する場合には、行き予約と同時に予約することもできます。
 ※利用したい時間(便)は時刻表でご確認ください。

予約方法例

登録番号〇〇の〇〇です。
 ○月○日の○時○分に9番の停留所から乗車します。
 降車は15番の内郷診療所です。
 帰りは、○時○分、15番の内郷診療所から9番の停留所まで利用します。



停留所で待ち乗車する・目的地で降車する

予約した便の到着時刻に合わせ、乗車する停留所で待ちます。「おしどり号」が到着したら、乗車してください。運賃は前払いです。おつりのないようご協力をお願いします。
 ※予約の状況によって、到着時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

目的地に着いたら、降車してください。帰りの利用を予約している場合は、予約した時間に、指定した停留所でお待ちください。帰りも乗車時に所定の運賃をお支払いください。



内郷地区乗合タクシー

「おしどり号」

本格運行継続中!!



平成30年
10月1日～

乗合タクシーとは

津久井地域のバスが運行されていない地区において、高齢

者など移動に制約がある方の生活交通を確保するため、地域のみなさま、相模原市、交通事業者との三者協働により運行を行う公共交通です。

- 利用方法を知りたい …… 裏面の乗合タクシーの利用方法をご覧ください。
- 利用するには手続きが必要? …… 事前に利用者登録をお願いしていますが、観光等や急なご利用の方は利用者登録がなくてもご利用できます。(予約は必要です。)
- 地区外の人も利用できるの? …… 地区の方はもちろん、市外の方でも、どなたもご利用できます。
- 一人でも利用できるの? …… ご利用できます。(予約は必要です。)
- どんな運行をしているの? …… 停留所や時刻表を定めており、予約のあった便のみ運行します。

ご利用案内

使用する車両

ワゴン型タクシー
 (定員8名)
 ※1台で乗りきれない場合は、1台追加で配車します。

運行時間帯

9時台～15時台
 平日のみ運行
 (土・日・祝日・年末年始
 (12月29日～1月3日)は運休)
 (詳細は時刻表のとおり)

運賃(乗車1回)

- 大人 200円 (運賃は前払いです。)
- 小学生 100円 ※未就学児は無料。
- 障害のある方など 100円 (介助者1名まで100円)
 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付されている方。
 ※乗車時に手帳等証明できるものを乗務員にご提示ください。
- 10回の乗車で1回無料になるスタンプカードを発行します。
 ※乗務員からお受け取りください。スタンプカードをお持ちの方は乗車時に乗務員へお渡しください。

お願い：おつりがないようにご協力ください。

予約方法 裏面の乗合タクシーの利用方法をご覧ください。

ご利用について

●乗合タクシーは事前予約制です。予約がないとご乗車できません。また、予約のない便は運行しませんのでご注意ください。

- 予約の状況により、到着時間が遅れる場合があります。時間に余裕を持ってご利用ください。予約した便の出発時間までに停留所にお越しください。
- 予約後にご利用を中止されるときは、速やかに山口自動車(株)(042-705-9661)まで必ずご連絡ください。

利用者登録について

継続的に乗合タクシーの利用を希望される方は、利用者登録をお願いします。

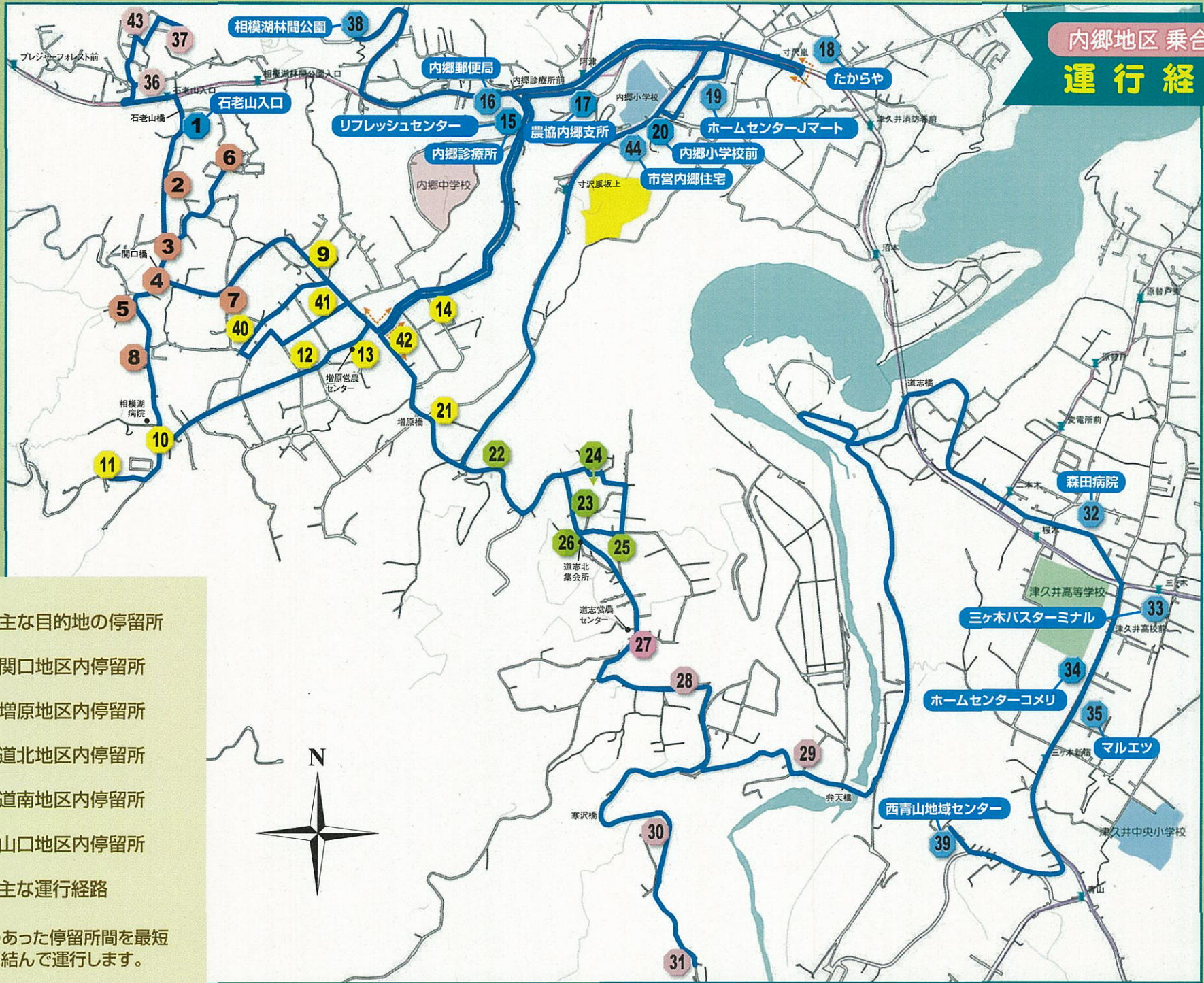
利用者登録用紙は、相模湖まちづくりセンター(042-684-3212)、または交通政策課(042-769-8249)に置いてあります。登録終了後、交通政策課から利用登録証が送られますので、登録証をもとにご利用する便の予約をお願いします。

◆ 運行の継続について ◆ 内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の運行を今後も継続するためには、下記の条件を毎年満たすことが必要となります。みなさまの積極的なご利用をお願いします。

※ 運行継続条件 「稼働した便の1便当たりの輸送人員が1.5人以上であること」かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」

(発行者・お問合せ先) 相模原市 交通政策課 TEL 042-769-8249
 相模湖まちづくりセンター TEL 042-684-3212

内郷地区 乗合タクシー 運行経路図



- 主な目的地の停留所
- 関口地区内停留所
- 増原地区内停留所
- 道北地区内停留所
- 道南地区内停留所
- 山口地区内停留所
- 主な運行経路

※予約のあった停留所間を最短距離で結んで運行します。

地域乗合交通創出支援事業(西鶴間・上草柳地域「のりあい」)



【お知らせ】10月1日(月)～「のりあい」の運行形態が変わります

背景

大和市内には、交通の利便性向上を促進すべき地域が存在しております。この地域の中でも、路線バスやコミュニティバスなどが導入できない地域では、高齢者や子育て世代など、外出に不安や不便を感じている方々が多く生活しています。

目的

路線バスやコミュニティバスなどが導入できない地域においては、地域住民が主体となって移動手段の創出に取り組み、外出機会の創出を通じた地域コミュニティの活性化が図られるような支援を行います

1 事業概要

・地域住民が主体となって運営する、住民のための移動手段創出の取り組みに対し、住民組織と市との協働事業の形で支援する。

2 事業内容、運営の仕組み

・9自治会(約2,400世帯)の地域住民が中心となって組織する「地域と市との協働「のりあい」」が、10人乗りのワゴン車(運転者、添乗者、利用者8人乗り)を使い、地域と鉄道駅や商業施設などを結ぶ移動手段の提供をはじめ、コミュニティ活性化に資する地域活動を行っている。

・組織の運営に係る経費は、9自治会に属する各世帯からの協力金と、個人による賛同支援金、企業からの協賛金、バザーなどの収益で賄っている。

・市の支援は「大和市地域乗合交通創出支援事業要綱」に定める車両の確保と広報活動。

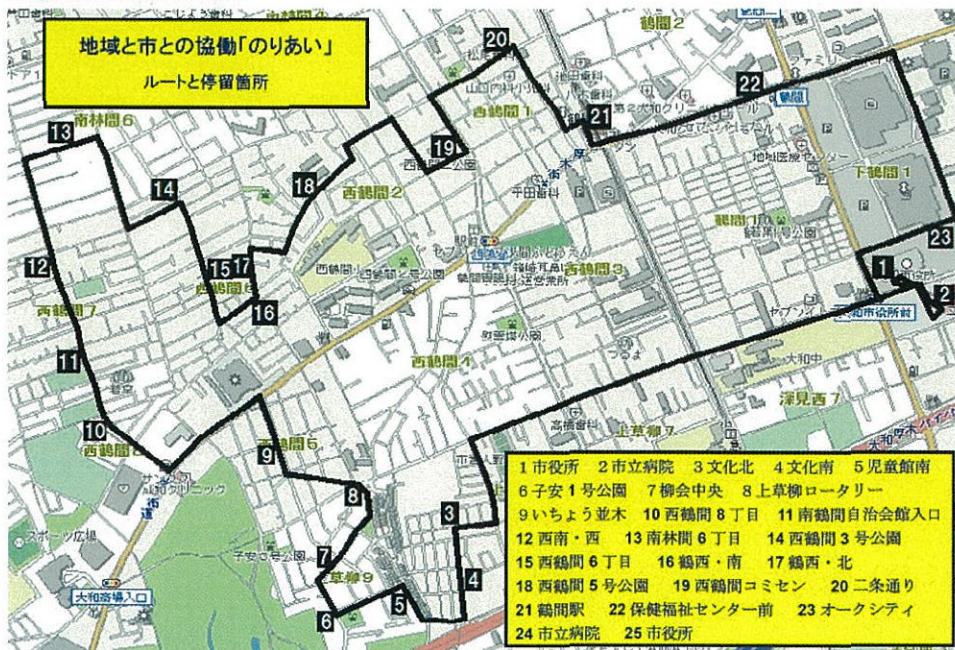
<ルート>

- ・平日のみ活動
- ・1周約9キロの周回コース
- ・1日18周(午前12周、午後6周)
- ・乗降場所は23か所

<初めて利用する方へ>

- ・お近くの停留箇所と時刻表をご確認ください。
- ・お早めに停留箇所でお待ちください。
- ・「のりあい」が見えたら、手をあげてお知らせください。
- ・車内に添乗者がおりますので、「初めて利用します」と教えてください。
- ・詳細については、添乗者をご説明いたします。

(※地域の方は、どなたでもご利用いただけますので、ぜひ一度お試しください。)



3 事業の特色

- ・道路運送法上の登録や許可を要さない、ボランティアによる無償運送。
- ・運転や添乗等は地域のボランティアが担っている。
- ・住民組織と市との協働事業として協定を締結。(役割分担等を規定)

4 事業実施までの経緯

- ※当初は、神奈川県とNPO(かながわ福祉移動サービスネットワーク)の協働事業により、地域でワークショップを3回実施(～平成20年7月)
- 平成20年10月 「乗合バス運行準備会」発足
 - ～平成21年4月 住民アンケート、ルート試走、ミニ集会実施
 - 平成21年 5月 地域説明会実施
 - 平成21年 6月 第1回実験(5日間)(9周/日)
 - 平成21年 8月 大和市との協働事業に採択される(平成22年度から3年間)
 - 平成21年10月 第2回実験(5日間)(9周/日)
 - 平成22年 2月 第3回実験(1ヶ月間)(10周/日)
 - 平成22年 3月 地域報告会(準備会から委員会への移行・実験開始を報告し参加者の賛同を得る)
 - 平成22年 4月 実験事業開始(10周/日)
 - 平成23年 4月 本格事業へ移行(10周/日)
 - 平成23年 6月 乗り切れない利用者への対応のため自家用車による待機車制度実施(～翌年3月)
 - 平成24年 4月 参加自治会増(7→9)、車両増(1→2)、回数増(10→15、夏季16)
 - 平成24年 8月 大和市との協働事業として再び採択(平成25年度から3年間)
 - 平成27年 7月 時刻表の改正(1日18便に増)
 - 平成27年 8月 大和市との協働事業として再び採択(平成28年度から3年間)

<参考>事業開始以降の利用実績:(単位:人)

22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	12ヶ月計
560	535	711	841	938	886	755	750	684	604	639	769	8,672人 (722人/月)
23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	12ヶ月計
761	837	974	1,003	1,132	1,095	898	918	925	876	990	1,107	11,516人 (960人/月)
24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	12ヶ月計
1,095	1,287	1,324	1,476	1,471	1,356	1,469	1,445	1,300	1,130	1,228	1,322	15,903人 (1,325人/月)
25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	12ヶ月計
1,275	1,311	1,289	1,570	1,591	1,348	1,412	1,290	1,301	1,130	1,340	1,440	16,297人 (1,358人/月)
26年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 1月	2月	3月	12ヶ月計
1,415	1,349	1,531	1,724	1,590	1,507	1,593	1,319	1,406	1,325	1,290	1,499	17,548人 (1,462人/月)
27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月	2月	3月	12ヶ月計
1,456	1,246	1,565	1,680	1,592	1,524	1,455	1,300	1,373	1,165	1,392	1,494	17,242人 (1,436人/月)
28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年 1月	2月	3月	12ヶ月計
1,428	1,330	1,524	1,390	1,432	1,415	1,229	1,136	1,296	1,027	1,212	1,378	15,797人 (1,316人/月)

5 具体的な市の支援内容

- 『地域と市との協働「のりあい」』への車両の貸与(傷害保険は車両に含まれる)、燃料
- 地域への広報協力(広報紙印刷等)
- 運輸局、警察など関係機関との調整

関連資料

時刻表(平成30年1月4日改正) [PDF](#)

地域乗合交通創出の取り組みへの支援基準 [PDF](#)

大和市地域乗合交通創出支援事業要綱 [PDF](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お 問 合 せ

街づくり計画部 街づくり総務課 街づくり調査担当 (本庁舎4F 案内図)

電話:046-260-5444

[このページに関するお問い合わせはこちら](#)

地域乗合交通創出支援事業（西鶴間・上草柳地域「のりあい」）について

質問事項

1. 平成 22 年 3 月 23 日に発足した大和市地域乗合交通創出支援事業は「のりあい」以外に対象があるか？

・「のりあい」以外の対象は無し。

または、「のりあい」を立ち上げるためにできた事業なのか？

・「のりあい」立ち上げ時に生まれた事業。当時は、他地域への更なる展開が期待されていたが、「のりあい」に続く新たな住民団体の発足は無し。

2. 交通空白地域の定義は？また、面積比率は？

・「のりあい」立ち上げ当時は、「民間路線バスやコミュニティバス、民間事業者が所有する送迎バスの活用などでカバーできない地域」を想定していた。
・その後、市全体の交通施策を推進するため、平成 24 年度『大和市総合交通施策』を策定。
⇒計画内で「交通の利便性を促進すべき地域（最寄りの鉄道駅から 700m 以上、かつ最寄りバス停から 200m 以上離れている地域）」を整理し、市主導でコミュニティバスを運行する方針が固まる。
・平成 26 年度よりコミュニティバス「やまとん GO」の運行が開始される。⇒現在、当時の定義に当てはまる地域は市内には無いものと想定される。
・面積比率等のデータ無し。

3. 大和市地域乗合交通創出支援要綱第 2 条 (2) の市が車両の確保に関する経費の負担とあるが、支援団体に対し「市の車両を貸出している」という理解で良いか？

・良い。（市が購入した公用車を無償で貸与している）

4. 第 3 条にある「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」とは？

・【資料 1】参照。

5. 第 5 条でいう住民団体とは HP にある 9 自治会（約 2,400 世帯）の地域住民が中心となって組織する団体で良いか？

・良い。

この団体の詳細について（構成体系・役割分担等）を教えてください。

①のりあい事務局（「のりあい」の運営主体）

- ・代表 … 1名
- ・副代表… 2名
- ・事務局…事務局長1名、会計2名、局員若干名（現在は15名）

②役員会

- ・役員 …地域の自治会長や副自治会長など（現在は20名）

③その他

- ・顧問 …NPO 法人かながわ福祉移動サービスネットワーク、市議会議員、元市議
- ・市職員…街づくり総務課 街づくり調査担当
- ・監査 … 2名（役員または関係自治会員より選任）

*事務局内の役割としては、運転手、添乗員、地域担当、電話当番がある。

6. 第 11 条の交通事故等により「本市が加入する自動車保険の適用とならない事項」については、支援団体が自己の責任においてこれを解決とあるが過去に事例があるか？

- ・事例なし。

7. 地域乗合交通創出の取組みへの支援基準 2 公益性 (イ) の「地域乗合交通の持続的な運行が期待できること」となっているが判断基準は？

- ・基準等は定めていない。都度、協議。

また、(エ) の営利目的の運営でないこととあるが本事業のここまでの収支状況は (赤字 or 黒字) ？

- ・黒字。

8. 地域乗合交通創出の取組みへの支援基準 4 (ア) 「運行形態が道路運送第 4 条の許可を要しない運送の態様であること」とあるが、道路運送第 4 条の許可を得て有償運送となった場合は、本事業の適用外となり市は関与せず地域独自の事業となるのか？

- ・本事業の適用外となる。
※しかし、要綱第 3 条「協働事業」は継続されるものと想定される。

9. 地域乗合交通創出の取組みへの支援基準 5 の安全性の確保についてどのように確認しているか？

- ・乗務前と乗務後、添乗員点呼簿による確認（酒気帯びの有無、疾病や疲労の状況）を実施している。

10. 地域乗合交通創出の取組みへの支援基準6運転手の確保において(イ)「事故や車両のき損等が発生した場合、運転手はその責を負うこと等、その責任負担などの重要事項について運行計画等で明確になっていること」とあるが、運行計画上どのように明記されているか?

・「大和市庁用車両安全運転服務規程」に基づき実施。(【資料2】参照)

9. HPに示されている事業実施までの経緯について詳細に教えていただければありがたいです。

神奈川県と「NPO かながわ福祉移動サービスネットワーク」との協働事業で、地域生活交通を住民参加型で創出し、運営するモデル地区として、本市西鶴間地域が選定され、取組が始まった。

平成20年 3月 NPOと地元住民有志によるワークショップ開催、アンケート実施など

10月 乗合バス運行準備会 発足

平成21年 6月 第1回試運行(5日間)(9周/日)

8月 本市協働事業として採択され、10月に市と地域の協定締結

10月 第2回試運行(5日間)(9周/日)

平成22年 2月 第3回試運行(1か月間)(10周/日)

4月 実験運行開始(10周/日)

平成23年 4月 本格運行へ移行(10周/日)

平成24年 4月 参加自治会増(7→9)、車両増(1→2)、回数増(10→15)

8月 H25~H27の協働事業として採択(2期目)

平成26年12月 コミュニティ助成事業助成金を活用し新車両2台購入(HI-ス10人乗り)

平成27年 7月 時刻表改正(回数増15→18)

8月 H28~H30の協働事業として採択(3期目)

【事業概要】

事業名 : 「地域乗合交通創出支援事業」

事業目的 : 公共交通不便地域である西鶴間・上草柳地域において、住民の移動手段として地域自らが車両を定期運行し、地域の交通不便度の緩和を図る。なお、運行については道路運送法に抵触しない無償運送で、車両は大和市が確保。

事業提案者 : 「のりあい運行委員会」

関連自治会 : 西部自治会連合(鶴西、むさしの会、銀杏会、柳会、上草柳睦会、子安各自治会)、南鶴間自治会 計7自治会 約1,500世帯(現在は9自治会 約2,400世帯)

収入 : 白ナンバーでの運行であるため、運賃収入を得ることができないことから、経費は自治会協力金による負担と利用者、企業の支援やバザーなどの収入による。

【事業開始当時の市のかかわり】

行政主導ではなく「地域自らによる地域のための交通創出」のため、平成19年度末から地域の検討会等に積極的に参加し、その実現に向け運営方法やルート、停留所の選定などに地域と共に取り組む。

【現在の市のかかわり】

- ・車両の確保：市で購入した10人乗りワゴン車を無償貸与
- ・車両の保険料の負担：自賠責保険、任意保険、車両保険等、他の公用車と同種のものに加入
- ・車両の燃料費の負担
- ・地域への広報協力（広報紙「のりあいニュース」印刷等）
- ・運輸局、警察など関係機関との調整

<参考>市の支出

車両の確保に関する支出	保険料	65,000円
	定期点検費	60,000円
	車両修繕費	350,000円
車両の燃料に関する支出	燃料費	850,000円
合計		1,325,000円

- ・運行概要：1周約9キロの周回コース、1日15便（午前10便、午後5便）、乗降場所は23か所

29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月	12ヶ月計
1,350	1,273	1,487	1,537	1,437	1,378	1,421	1,287	1,334	1,129	1,105	1,268	16,006人 (人/月)

また、準備会立上げから10年が経過した中で、当初の課題、現在の課題、今後の課題等ざっくばらんな話をいただければありがたいです。

成果

- ・地域への移動手段の提供として、一定の利用があり、定着している。
- ・添乗員が同乗しており、簡単な乗降の補助を行っていることから、「路線バスやコミバスに乗ることには不安を感じるが、「のりあい」になら乗ることが出来る」と言う利用者も多い。
- ・添乗員が中心となり、車内でのコミュニケーションが活発であり、車内での会話を楽しみにしている利用者も多く、利用者同士のつながりが生まれるなどの効果がある。
- ・添乗員が利用者を把握しているため、利用しなくなった利用者の家に訪問して様子をうかがったり、地域の民生委員に報告するなど、見守り効果も生まれている。
- ・「のりあい」事務局主催の、地域交流会、編物教室、食事会（ホット！な集い）などがあり、外出機会の創出や地域コミュニティづくりの一助となっている。

現在の課題

課題1：カンパ金の徴収方法

- ・「のりあい」は無償運送で運営している。
- ・とはいえ、運行には費用が掛かるため、利用者から支援金を募り、運行の経費に充てている。
（添乗員が利用者の利用回数をカウントし、地域担当が後日支援金をいただくため自宅訪問を行う。1乗車あたり200円）この支援金の徴収が、運送の対価として料金を徴収しているのと変わらないのではないかと指摘を受けている。

課題2：ワゴン車タイプのコミュニティバスが運行を開始したことによる影響

- ・自治会費からも支援金を集めているため、「市内には、市の負担（地域の支援金無し）でコミバスが運行している地域もあるのに、なぜ西鶴間・上草柳は支援金を払ってバスを運行させないといけないのか」と不公平に感じている住民もあり、支援を止めたいと感じている自治会もある。

課題3：運転部分に関する不安

- ・訓練された運転士（2種免許取得など）ではなく、ボランティア（60代～70代）による運転である。自損事故も2～3か月に1回発生。事故が起きたときの責任の所在や、対応の迅速性の課題が挙げられていた。

課題4：関係者の高齢化と人員確保の困難性

- ・運営や運行の担当者が高齢化している。特に運転手の高齢化は、事故の増加を考えると不安である。新しい（若い）人員も集まらない。

10. 現在、「のりあい」が運行している経路には、車両制限令に抵触するような狭隘道路は存在しますか？

・なし

11. 現在、運転手・添乗者は何人登録されておりますか？

・運転者13名。添乗員25名。計38名。
(うち19名が事務局構成員。運転者2名、添乗者17名。)

12. HPによれば、組織の運営経費は、9自治会に属する各世帯からの協力金と、個人による賛同支援金、企業からの協賛金、バザーなどで賄っているとありますが詳細についてお伺いできればありがたいです。

- ・会費 世帯ごと年間120円×9自治会の世帯数（年間30万円）
 - ・地域支援金 募金等の集金時に合わせたカンパ金（年間50万円）
 - ・登録者支援金 初回利用者からの支援金（1,000円・年間10万円）
 - ・支援金 乗車回数に応じた支援金（1乗車あたり200円・年間360万）
 - ・団体寄付金 NPO法人や地域の団体、企業、設置済カンパ箱（年間5万円）
 - ・バザー 現在はほぼ未実施
- ★年間約450万円程度の収入

13. 先日お伺いした今年度下半期より運行方法を変えるとのことでしたが、変更に至った経緯を教えてください。

問9 課題1～4を解決するため、運転部分のみ事業者委託することになった。

14. 13の質問に伴い、現在は、無償運行での運行となっておりますが、今後は有償運行となるのでしょうか？仮に有償運行となった場合は、無償運行の時にはなかった課題が出てくるのでしょうか？また、市との関わりも大きく変わってくるのでしょうか？

- ・有償運行に移行する予定。
- ・地域住民の関わり方を整理する必要がある。
- ・添乗員制度の維持について。

15. 乗車できる条件は、組織に属し協力金を払っている人等の限定した形となっているのでしょうか？または協力金を払っていない不特定の方も利用できるのでしょうか？もし不特定の方が乗車できるのであれば、協力金を払っている方との平等性を保つため何か乗車条件があるのでしょうか？

- ・不特定の方の利用が可能。
- ・協力金は、利用者しない人を含め、ほぼすべての世帯が支払う。
- ・その他、利用者から乗車回数に応じたカンパ金を集めている。

○大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例

平成14年6月28日条例第20号

改正

平成20年9月29日条例第26号

大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例

私たちのまち大和市には、子ども、大人、障害のある人、外国籍の人などを含め多くの市民が暮らしています。市外からの通勤や通学などによる広い意味での市民もいます。

そこには、市民の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。大和市は、それらを互いに受け止め、認めあえる、誰もが自由で健やかに過ごせる地域社会でありたいものです。

一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ拡(びろ)がっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委(ゆだ)ねてきました。その反省から、この10数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動や市民との連携に目を向け始めています。

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように、多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。

市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民、市民団体、事業者にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。

この条例は、市民、市民団体、事業者そして行政が自らの権利と責任のもとに対等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。

私たちはこの条例による制度を活用し、多くの市民、市民団体、事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。

(目的)

第1条 この条例は、市民、市民団体、事業者及び市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現

に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新しい公共 市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。
- (2) 市民活動 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。
 - ア 新しい公共に参加する意思のある活動
 - イ 多様な価値観を認めあう活動
 - ウ 営利を目的としない活動
- (3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。
- (4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。
- (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。
- (7) 市民事業 市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。
- (8) 協働事業 市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。

(基本理念)

第3条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する（以下このことを「協働の原則」という。）。

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、新しい公共を創造するための活動を行う。

2 市民団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、新しい公共の創造に関する理解を深めて、積極的に社会資源の提供に努めると

ともに、その社会的責任に基づいて市民活動を推進する。

(市の役割)

第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民等及び事業者が新しい公共を創造するための環境づくりを行う。

2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。

3 市は、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階からの市民参加を促進する。

(相互の信頼関係)

第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育(はぐく)むために、協働の原則に基づいて、対話し、交流し、学びあう。

(社会資源の活用等)

第8条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する。

2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。

(協働の拠点)

第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実を図るための協働の拠点(以下「協働の拠点」という。)を設置し、その充実に努める。

2 協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。

(市の施策)

第10条 市は、協働の原則に基づいて次に掲げる施策を推進する。

- (1) 新しい公共の創造に関する市の施策の体系化を進めること。
- (2) 施策の実施に当たり市民等との協働を進めること。
- (3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。
- (4) 協働の拠点が機能するよう、必要とする市の社会資源を提供すること。
- (5) この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。

(市民事業)

第11条 市民等及び事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。

- 2 市民事業を行うに当たり市民等及び事業者は、前項の目的達成のための交流や市との連携を望む場合に、その自主性に基づいて市長に届け出ることができる。
- 3 市民等、事業者及び市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じて社会資源を提供するよう努める。

(協働事業)

第12条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて協働事業を行うことができる。

- 2 協働事業の実施に当たっては、市民等、事業者及び市長の間で当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。
- 3 協働事業を行おうとする市民等及び事業者は、市長に登録する。
- 4 前項の規定により行った登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができる。
- 5 協働事業の内容等については、協働の原則に基づいて別に定める。

(市の施策や計画等への提案)

第13条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、市長へ提案できる。

- 2 市長は、前項の規定による提案があった場合は、その内容を検討し、当該提案をした市民等に対し、検討の結果について説明するものとする。ただし、協働事業の提案については、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市協働推進会議の意見を聴かなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

【参考】

この資料は、大和市庁用車両安全運転服務規程に則り、のりあい車両を運用していく上で、街づくり総務課が協働事業者に、服務規程の内容を説明するために作成したものです。

○大和市庁用車両安全運転服務規程（のりあいを対象とする逐条解説）

昭和51年3月29日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、**本市が所有する自動車**及び原動機付自転車(以下「車両」という。)を使用運行する場合の心得、取扱い等について定め、もって交通の安全に資するため、必要な事項を定めるものとする。

解説

のりあい車両は、街づくり総務課が所有する専用車であり、「**本市が所有する自動車**」に含まれます。この規程は、のりあい車両を使用する上での心得等を定めるものです。

(定義)

第2条 この訓令において、使用する用語は、大和市庁用車両管理規則（昭和45年大和市規則第13号）において使用する用語の例による。

この規程に使用されている用語については、「大和市庁用車両管理規則」に使用されている用語を指します。

(運転員の登録)

第3条 車両を運転する者は、運転免許証取得者のうち、**所属長**が**車両主管の課長**に届け出て登録された者(以下「運転員」という。)でなければならない。

2 車両主管の課長は、前項に規定する運転員を不適当と認めたとき、又は当該運転員が次条の規定に違反したときは、前項の規定による登録を取り消すことができる。

所属長とは、**街づくり総務課長**を指します。のりあい車両は街づくり総務課の専用車となりますので、**車両主管の課長**も**街づくり総務課長**となります。

のりあいを運転する方は別添の「庁用車両運転従事者届出書」を前記の車両主管課長(街づくり総務課長)に提出していただきます。

また、登録後であっても、不適当と認めた場合は、運転登録を取り消すこともできることを定めています。

(運転員の遵守事項)

第4条 運転員は、交通関係法令を遵守するとともに次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 最も効率的かつ経済的に使用すること。
- (2) 車両を公務以外の用途に使用しないこと。
- (3) 車両の保安及び清掃に努め、附属携帯器具を整理し、常に良好な状態を保持すること。
- (4) 車両の使用の前後に車両の使用又は保管について車両主管の課長又は運行管理者に報告し、運行上の指示を受けること。
- (5) 運行開始前に日常点検表(第1号様式)により日常点検を行い必要各部に適切な給油を行い(運転員に代わり整備管理者が行うことができる。)、運行上危険を伴う部分(操縦装置、制動装置、警報装置等)の不良箇所を発見した場合は、車両主管の課長又は運行管理者及び整備管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 運行開始前に所定の場所において車両主管の課長又は運行管理者の行う日常点呼(疾病、疲労その他安全な運転をすることができないおそれの有無について行う。)を受け、保安上の指示及び注意事項に従うこと。

のりあい車両は公用車です。運転の際には、交通法令を遵守することはもちろん、交通マナーについても模範的なものを求められます。

- (1) アイドリングストップ・エコドライブの励行、空ぶかしなどはしない。
- (2) のりあいの活動以外には車両を使用しないこと。
- (3) 守衛との鍵の受け渡しや、車内の整理整頓などに留意すること。清掃用具に関しては、これまでどおり市役所車庫棟の器具等を使用してください。
- (4) 車両の使用の前後は、これまでと同じく、地下守衛室における鍵の受け渡しの際に、別添の様式5にて、報告をお願いします。
- (5) 運転開始前は、これまで同様、のりあいが使用する「日常点検記録表」に基づき行います(市の「様式1」の内容を兼ねているため)。
- (6) 運行開始前の体調確認は、これまで同様、のりあいを使用する様式「乗務員点呼簿」に基づき、添乗者と相互に体調確認を行ってください。また、運行中の記録は、これまでどおり、のりあいを使用する「運行指示書」にて行ってください。

※車両主管の課長とは、街づくり総務課長を指します。

※運行管理者は専用車が配属された課等の長(街づくり総務課長)を指します。

※整備管理者は、管財課車両担当を指しますので、技術的な部分は車庫棟の車両担当にご相談ください。併せて、車両の異常等があった場合は、街づくり総務課にもご報告下さい。

(使用手続等)

- 第5条 共用車を使用しようとする職員又は貸出車若しくは専用車で市外に旅行しようとする運転員は、共用車等使用申込(承認)書(第2号様式)を使用日の前日までに車両主管の課長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、車両主管の課長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 貸出車及び原動機付自転車を使用しようとする職員は、当該使用について所属長の承認を得たうえ、あらかじめ車両主管の課長に口頭で申し込み、使用のときに貸出車、原動機付自転車使用簿(第3号様式)に必要な事項を記入し、その承認を得なければならない。
 - 3 指定車及び共用車を運転する職員は、毎日の運行状況を運転日誌(第4号様式)に記入し、車両主管の課長に報告しなければならない。
 - 4 専用車を運転する職員は、毎日の運転状況を運転日誌(第5号様式)に記入し、運行管理者に報告しなければならない。

のりあい、第5条第1～3項は該当しません。ただし、運行及び休憩等の状況について、これまで同様、のりあい独自の様式「運行指示書」に記入し報告してください。第4項については、これまでも、のりあい独自の様式「走行距離記録表」にて実施いただいておりますが、今後は市の第5号様式にて報告をお願いします。

(車両の保管)

- 第6条 運転員は、運行終了後、車両を指定された車庫又は場所に保管した後に、自動車検査証及び鍵を車両主管の課長又は運行管理者に返納しなければならない。
- 2 公務上の都合により所定の場所に保管できないときは、所属長の許可を得て、事前にその理由、保管場所、日時等を記した書面を車両主管の課長又は運行管理者に届け出なければならない。
 - 3 公務上の都合により事前に前項に規定する届出ができない場合は、電話等によりあらかじめ車両主管の課長又は運行管理者に連絡しなければならない。

のりあい車両の鍵等の受け渡しについては、運行時間の関係上、これまでどおり地下守衛室にて行います。鍵は、各様式・自賠責保険証・車検証を収めたファイルとセットで携帯してください。

(事故の処理)

- 第7条 運転員は、車両を運行中、交通事故が発生したときは、法令に基づく応急措置をした後、直ちに車両主管の課長(専用車の場合は、車両主管の課長及び運行管理者)にその状況を連絡し、指示を受けなければならない。
- 2 前項の交通事故の発生に伴う処理は、車両主管の課長が自動車事故報告書(第6号様式)により行うものとする。

事故連絡については、「◆地域乗合交通「のりあい」運行における事故等への対応について」に基づき行ってください。また、これまでリース車の事故の際に使用していた民間保険会社の事故報告書に変わり、市の第6号様式を使用して報告してください。

(独断による示談の禁止)

第8条 運転員は、交通事故を起こした場合、独断で相手方と示談を行ってはならない。ただし、事故による傷害及び損害が極めて軽少で、その場において双方の話し合いで解決できる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書により示談を行った場合であっても、前条第2項の規定による手続きを行わなければならない。

第8条1項に抛らず、双方の話し合いで解決できる場合であっても、まずは市への連絡をお願いします。

(罰金、科料等)

第9条 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反により生じた罰金、科料、損害金等は、当該違反をした運転員が負担をするものとする。ただし、特別な事情があった場合には、この限りでない。

これまでも安全運転に留意いただき運営いただいておりますが、万が一交通違反に伴う罰金等が生じた場合は、市の職員同様、運転員の負担となります。くれぐれもご留意いただき、これからも安全運転に努めてください。